

報道機関各位

安中市議会傍聴規則を改正しました

本市議会における「安中市議会傍聴規則」の一部を改正し令和5年3月20日から施行しました。

主な改正点は下記のとおり

- ・傍聴席については、一般席と報道席の区分を明確化し、一般席の定員を32人、報道席の定員を12人とする。
(改正前 一般席、報道席合わせて定員50人)
- ・傍聴手続きの際の傍聴受付カードの記入で年齢の欄をなくす。
- ・児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないとする規定を削除し、年齢制限をなくす。
- ・情報通信機器等は電源を切る規定を新たに設ける。

【問い合わせ】
安中市議会事務局
TEL027-382-1111(内線1355)